

石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第24号)

目 次

規 則	告 示
○行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則 (行政経営課) 1	○申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等の廃止 (行政経営課) 24

規 則

行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十七号

行政手続における押印の見直しのための関係規則の整備に関する規則

目次

- 第一章 総務部関係(第一条―第十七条)
第二章 危機管理監室関係(第十八条・第十九条)
第三章 企画振興部関係(第二十条)
第四章 県民文化スポーツ部関係(第二十一条―第三十条)
第五章 健康福祉部関係(第三十一条―第八十条)
第六章 生活環境部関係(第八十一条―第八十六条)
第七章 商工労働部関係(第八十七条―第一百条)
第八章 観光戦略推進部関係(第一百零一条―第一百零六条)
第九章 農林水産部関係(第一百零七条―第一百二十二条)
第十章 競馬事業局関係(第一百二十二条・第一百二十三条)
第十一章 土木部関係(第一百二十四条―第一百四十一条)
第十二章 出納室関係(第一百四十二条)
第十三章 教育委員会関係(第一百四十三条―第一百四十五条)

附則

第一章 総務部関係

(政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 政治倫理の確立のための石川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年石川県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「認印するとともに、その」を削る。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「㊟」を削る。

(石川県恩給支給規則の一部改正)

第二条 石川県恩給支給規則(昭和三十年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号書式から第十三号書式の二までの規定中「㊟」を削る。

第十四号書式中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

第十五号書式中「㊟」を削る。

第十七号書式中「氏名㊟」を「氏名」に改める。

第十七号書式の二から第二十四号書式までの規定中「㊦」を削る。

第二十四号書式の二中「氏名 ㊦」を「氏名 _____」に改める。

第三十一号書式から第三十三号書式までの規定中「㊦」を削る。

第三十三号書式の二中「氏名 ㊦」を「氏名 _____」に改める。

第三十四号書式中「㊦」を削る。

(石川県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 石川県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和三十一年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式から別記第十一号様式の二まで及び別記第十四号様式から別記第十五号様式の二までの規定中「㊦」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式注意事項3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中注意事項2を削り、注意事項1を注意事項とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、訪問委員業務中の名 姓 _____ 所在地 _____ 代表者氏名 _____ 印」

「 _____ 所在地 _____ 訪問委員業務中の名 姓 _____ 代表者氏名 _____」に改め、同様式注意事項7を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式注意事項6を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式注意事項7を削る。

別記様式第六号の二中「㊦」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第六号の三中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第七号の二中「㊦」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式注意事項7を削る。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式注意事項6を削る。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式注意事項5を削る。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式注意事項3を削る。

別記様式第十六号の二中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式注意事項4を削る。

別記様式第十八号中「㊦」を削り、同様式注意事項3を削る。

(石川県聴聞規則の一部改正)

第五条 石川県聴聞規則(平成六年石川県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

別記様式第二号から別記様式第八号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県補助金交付規則の一部改正)

第六条 石川県補助金交付規則(昭和二十四年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県財務規則の一部改正)

第七条 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三十七号及び別記様式第三十九号の二中「氏名 甲」を「氏名 乙」に改める。

別記様式第四十号中「氏名 甲」を「氏名 乙」に改める。

別記様式第九十二号及び別記様式第九十四号中「㊦」を削る。

(石川県公舎管理規則の一部改正)

第八条 石川県公舎管理規則(昭和三十九年石川県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊦」を削る。

(石川県庁舎等管理規則の一部改正)

第九条 石川県庁舎等管理規則(平成十四年石川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

(石川県税条例施行規則の一部改正)

第十条 石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

第二号様式中「㊦」を削る。

第十九号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第十九号の二様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第十九号の三様式(その一)(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考3を削る。

第十九号の三様式(その二)(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

第十九号の三様式(その三)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第十九号の三様式(その四)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第十九号の三様式(その五)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第十九号の三様式(その六)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第十九号の三様式(その七)中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第十九号の四様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第十九号の五様式中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

第十九号の六様式中「㊦」を削り、同様式備考6を削る。

第二十号の三様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第二十号の四様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第二十一号様式中「㊦」を削る。

第二十三号の二様式中「㊦」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第二十五号様式備考中2を削り、3を2とする。

第二十五号の三様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第二十六号の二様式、第二十六号の四様式、第二十六号の二十五様式及び第二十六号の二十六様式中「㊦」を削る。

第二十六号の四十四様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第二十六号の四十八様式及び第二十六号の四十九様式(その二)中「㊦」を削る。

第三十四号の二様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第三十四号の三様式(裏)及び第三十五号の三様式(その一)から第三十五号の三様式(その四)までの規定中「㊦」を削る。

第三十六号様式中「㊦」を削り、同様式備考6を削る。

第三十六号の三様式中「㊦」を削り、同様式中(注)1を削り、(注)2を(注)とする。

第三十六号の四様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第三十六号の五様式中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

第三十八号の二様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第三十八号の六様式、第三十八号の七様式、第三十八号の八様式(その一)、第三十八号の八様式(その二)、第

四十一号様式(表)、第四十一号の二様式、第四十八号の二様式、第四十九号の二様式、第五十二号の二様式及び第五十二号の三様式中「㊦」を削る。

第五十四号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第五十五号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第五十六号様式中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

第五十七号様式中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第五十九号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第六十六号様式中「㊦」を削り、同様式備考中4を削り、5を4とする。

第六十七号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第六十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第六十八号の二様式(その一)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第六十八号の二様式(その二)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第六十八号の三様式(その二)中「㊦」を削り、同様式備考中6を削り、7を6とし、8を7とする。

第六十八号の四様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

第七十号様式中「㊦」を削る。

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考7を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考8を削る。

別記様式第二号(その一)(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考6を削る。

別記様式第二号(その二)中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

別記様式第四号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十三条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考8を削る。

別記様式第二号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考6を削る。

別記様式第三号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

別記様式第四号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十四条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考5を削る。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考6を削る。

別記様式第二号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考5を削る。

別記様式第三号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考4を削る。

(石川県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第十六条 石川県核燃料税条例施行規則(平成二十九年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第十七条 石川県自治振興資金貸付基金条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号、別記様式第七号及び別記様式第八号中「㊦」を削る。

第二章 危機管理監査関係

(石川県消防学校規則の一部改正)

第十八条 石川県消防学校規則(昭和六十年石川県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「㊦」を削る。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第十九条 火薬類取締法施行細則(平成十五年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十三号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十二号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第三章 企画振興部関係

(石川県能登空港条例施行規則の一部改正)

第二十条 石川県能登空港条例施行規則(平成十五年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十二号まで及び別記様式第十四号から別記様式第十六号までの規定中「㊦」を削る。

第四章 県民文化スポーツ部関係

(石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第二十一条 石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十一号の二まで及び別記様式第十三号から別記様式第二十号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立能楽堂条例施行規則の一部改正)

第二十二條 石川県立能楽堂条例施行規則(昭和四十六年石川県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立美術館使用料条例施行規則の一部改正)

第二十三條 石川県立美術館使用料条例施行規則(昭和五十八年石川県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊦」を削る。

(石川県立美術館管理規則の一部改正)

第二十四條 石川県立美術館管理規則(平成八年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第二十五條 石川県立歴史博物館管理規則(平成八年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立音楽堂条例施行規則の一部改正)

第二十六條 石川県立音楽堂条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(四高記念文化交流館条例施行規則の一部改正)

第二十七條 四高記念文化交流館条例施行規則(平成二十年石川県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県政記念しいのき迎賓館条例施行規則の一部改正)

第二十八條 石川県政記念しいのき迎賓館条例施行規則(平成二十一年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県体育施設管理規則の一部改正)

第二十九條 石川県体育施設管理規則(平成二十九年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県女性センター条例施行規則の一部改正)

第三十條 石川県女性センター条例施行規則(平成五年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

第五章 健康福祉部関係

(生活保護法施行細則の一部改正)

第三十一條 生活保護法施行細則(昭和二十八年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「**㊦**」を「**記名書**」に改める。

別記第十二号様式、同様式(別添一)(表画)、同様式(別添二)(表画)、同様式(別添三)、別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「**㊦**」を削る。

別記第十七号様式中「**この通告書に**」を「**この通告書**」に改める。

別記第二十号様式(その二)中「**㊦**」を削り、同様式(その三)中「**担当医師** **㊦**」を「**担当医師**」に改める。

別記第二十七号様式及び別記二十八号様式中「**㊦**」を削る。

別記第二十九号様式中「**㊦**」を削り、同様式備考を削る。

別記第三十一号様式中「**㊦**」を削る。

別記第三十二号様式中「**㊦**」を削る。

別記第三十三号様式中「**㊦**」を削り、同様式備考を削る。

別記第三十四号様式、別記第三十五号様式、別記第三十八号様式、別記第四十一号様式及び別記第四十二号様式中「**㊦**」を削る。

(石川県保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正)

第三十二条 石川県保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削り、同様式備考を削る。

(石川県社会福祉会館管理規則の一部改正)

第三十三条 石川県社会福祉会館管理規則(昭和三十九年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「**㊦**」を削る。

(石川県社会福祉会館使用料条例施行規則の一部改正)

第三十四条 石川県社会福祉会館使用料条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「**㊦**」を削る。

(石川県リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第三十五条 石川県リハビリテーションセンター条例施行規則(平成六年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削り、同様式備考を削る。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第三十六条 老人福祉法施行細則(昭和三十八年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第七号中「**㊦**」を削る。

別記様式第八号から別記様式第十号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第十二号中「**㊦**」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第二十二号まで、別記様式第二十九号及び別記様式第三十号中「**㊦**」を削る。

(石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第三十七条 石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成五年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「**㊦**」を削る。

(介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部改正)

第三十八条 介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成十一年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十一号までの規定中「**㊦**」を削る。

(指定市町村事務委託法人の指定等に関する規則の一部改正)

第三十九条 指定市町村事務委託法人の指定等に関する規則(平成十八年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「**㊦**」を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第四十条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3中「認定措置又は」を削り、同様式備考中3を2とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第四十一条 石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、「**審認票**」を「**審認鑑**」に改め、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第三号中「㊦」を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二十一号の二中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第二十二号中「㊦」を削る。

別記様式第二十三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二十四号中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第二十五号中「㊦」を削る。

別記様式第二十六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二十七号中「㊦」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

(石川県こころの健康センター条例施行規則の一部改正)

第四十二条 石川県こころの健康センター条例施行規則(昭和五十六年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第四十三条 身体障害者福祉法施行細則(昭和六十年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「㊦」を削る。

別記様式第五号中「**医師氏名 印**」を「**医師氏名**」に改める。

別記様式第五号の二中「㊦」を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式注を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式注を削る。

別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「㊦」を削る。

(石川県療育手帳規則の一部改正)

第四十四条 石川県療育手帳規則(平成十二年石川県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第四十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号の四までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第三号の五(その一)中「㊦ ※8」及び「※8 申請書氏名については、記名押印又は印鑑による署名のいずれかとしていただくこと。」を削る。

別記様式第三号の五(その二)中「㊦」及び「(印鑑又は記名押印)」を削る。

別記様式第三号の五(その四)中「㊦」及び「(印鑑又は記名押印)」を削る。

別記様式第三号の五(その五)中「㊦」を削る。

別記様式第三号の五(その六)中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号(その一)から別記様式第七号(その三)までの規定中「㊦」を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部改正)

第四十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成十九年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(石川県障害者支援施設等条例施行規則の一部改正)

第四十七条 石川県障害者支援施設等条例施行規則(平成二十四年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第四十八条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和四十六年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第九号までの規定中「㊦」を削る。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第四十九条 柔道整復師法施行細則(昭和四十六年石川県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第五十条 石川県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和四十九年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立総合看護専門学校学則の一部改正)

第五十一条 石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記様式第二号中「居住所
氏名 ㊦」を「居住所
氏名」に改め、同様式(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

(石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第五十二条 石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則(平成十八年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削る。

別記様式第六号及び別記様式第七号中「㊦」を削る。

(石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第五十二条 石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

別記様式第二号中「㉔」を削る。

別記様式第三号、別記様式第七号及び別記様式第八号中「㉕」を削る。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正)

第五十四条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉖」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第二号(その一)中「㉗」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第二号(その二)中「㉘」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第二号(その三)中「㉙」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㉚」を削り、同様式注を削る。

別記様式第四号中「㉛」を削り、同様式注5を削る。

別記様式第六号中「㉜」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第七号中「㉝」を削り、同様式注を削る。

別記様式第八号中「㉞」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第九号中「㉟」を削り、同様式注3を削る。

(健康増進法施行細則の一部改正)

第五十五条 健康増進法施行細則(平成十五年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊱」を削る。

別記様式第三号中「㊲」を削り、同様式注中2を削り、3を2とする。

別記様式第四号中「㊳」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

(墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第五十六条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和三十二年石川県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「印」を削る。

(と畜場法施行細則の一部改正)

第五十七条 と畜場法施行細則(昭和三十八年石川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(注)以外の部分中「㊴」を削り、同様式(注)を削る。

別記第二号様式備考以外の部分中「㊵」を削り、同様式備考を削る。

別記第四号様式備考以外の部分中「㊶」を削り、同様式備考を削る。

別記第五号様式(注)以外の部分中「㊷」を削り、同様式(注)を削る。

別記第六号様式(注)以外の部分中「㊸」を削り、同様式(注)を削る。

別記第七号様式備考以外の部分中「㊹」を削り、同様式備考を削る。

別記第八号様式備考以外の部分中「㊺」を削り、同様式備考を削る。

別記第九号様式備考以外の部分中「㊻」を削り、同様式備考を削る。

別記第十号様式備考以外の部分中「㊼」を削り、同様式備考を削る。

別記第十一号様式備考以外の部分中「㊽」を削り、同様式備考を削る。

別記第十二号様式備考以外の部分中「㊾」を削り、同様式備考を削る。

別記第十三号様式備考以外の部分中「㊿」を削り、同様式備考を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第五十八条 旅館業法施行細則(昭和三十二年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第四号中「㊱」を削り、同様式備考1中「㊱㊱㊱」を「㊱」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(薬剤師法施行細則の一部改正)

第五十九条 薬剤師法施行細則(昭和三十六年石川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「㊱」を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第六十条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第一の三中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第四中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第六中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第七中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第十中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第六十一条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十八年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中(注意)2を削り、(注意)1を(注意)とする。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式(注意)3を削る。

(麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部改正)

第六十二条 麻薬中毒者入院費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(海水浴場に関する条例施行規則の一部改正)

第六十三条 海水浴場に関する条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第六十四条 製菓衛生師法施行細則(昭和三十九年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(犬の危害防止条例施行規則の一部改正)

第六十五条 犬の危害防止条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第六十六条 公衆浴場法施行細則(昭和三十九年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考中「㊦」を「㊦」に改める。

(石川県興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第六十七条 石川県興行場法施行条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考中「㊦」を「㊦」に改める。

(石川県化製場等に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第六十八条 石川県化製場等に関する法律施行条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式(注)を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第六十九条 石川県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第七十条 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則(平成十八年石川県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

(石川県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第七十一条 石川県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中注意事項2を削り、注意事項1を注意事項とする。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式注意事項3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中注意事項2を削り、注意事項1を注意事項とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式中注意事項2を削り、注意事項1を注意事項とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式注意事項3を削る。

(石川県母体保護法施行細則の一部改正)

第七十二条 石川県母体保護法施行細則(昭和二十八年石川県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第六号様式中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式(注)3を削る。

別記第八号様式(注)以外の部分中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

別記第九号様式(注)以外の部分中「㊦」を削り、同様式中(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

(石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部改正)

第七十三条 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和三十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第七十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第五号様式までの規定中「㊦」を削る。

第六号様式、第七号様式及び第七号様式の二中 「〒〒〒 住所
氏名 ㊦」を 「〒〒〒 住所
氏名 」に改める。

第九号様式中「㊦」を削る。

第十五号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

第十九号様式から第二十一号様式まで、第二十五号様式から第三十号様式まで、第三十二号様式、第三十三号様式、第四十号様式、第四十二号様式から第四十四号様式まで及び第四十六号様式中「㊦」を削る。

(石川県母子・父子福祉センター条例施行規則の一部改正)

第七十五条 石川県母子・父子福祉センター条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊧」を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第七十六条 児童福祉法施行細則(昭和三十二年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十四号の二から別記様式第十四号の六までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第十四号の七中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十八号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県里親規則の一部改正)

第七十七条 石川県里親規則(昭和三十三年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(表)備考以外の部分中「㊦」を削り、同様式(表)備考を削る。

(石川県青少年総合研修センター条例施行規則の一部改正)

第七十八条 石川県青少年総合研修センター条例施行規則(平成十四年石川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(いしかわ子ども総合条例施行規則の一部改正)

第七十九条 いしかわ子ども総合条例施行規則(平成十九年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園の入園等に関する規則の一部改正)

第八十条 石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園の入園等に関する規則(平成二十七年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第五号中「㊦」を削る。

第六章 生活環境部関係

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第八十一条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第十五号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第十八号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第二十一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二十九号中「㊦」を削り、同様式備考7を削る。

別記様式第三十四号中「㊦」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第三十五号中「㊦」を削り、同様式注4を削る。

別記様式第三十六号中「㊦」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第三十八号中「㊦」を削り、同様式注4を削る。

別記様式第四十号中「㊦」を削り、同様式中注2を削り、注1を注とする。

別記様式第四十二号中「㊦」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第四十六号中「㊦」を削り、同様式注7を削る。

別記様式第四十七号中「㊦」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第四十八号中「㊦」を削り、同様式注3を削る。

別記様式第四十九号中「㊦」を削り、同様式注5を削る。

別記様式第八十四号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第八十五号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第八十五号の二中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第八十五号の三中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第八十六号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第八十七号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

別記様式第九十号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

- 別記様式第九十一号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。
- 別記様式第九十二号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。
- 別記様式第九十三号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。
- 別記様式第九十四号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。
- 別記様式第九十五号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。
- 別記様式第九十六号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。
- 別記様式第九十七号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。
- 別記様式第九十八号中「㊦」を削り、同様式備考5を削る。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第八十二条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十八年石川県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

- 別記様式第一号(表面)中「㊦」を削り、同様式(裏面)備考中15を削り、16を15とする。
- 別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。
- 別記様式第三号中「㊦」を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式(別紙)中

氏 名	印

を

氏 名

に改める。

- 別記様式第五号中「㊦」を削る。
- 別記様式第七号から別記様式第十八号までの規定中「㊦」を削る。
- 別記様式第二十号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。
- 別記様式第二十一号中「㊦」を削る。

別記様式第二十二号中「㊦」を削り、同様式(別紙)中

氏 名	印

を

氏 名

に改める。

- 別記様式第二十三号中「㊦」を削る。
- 別記様式第二十四号(表面)中「㊦」を削り、同様式(裏面)中備考2を削り、備考1を備考とする。
- 別記様式第二十五号中「㊦」を削り、同様式備考6を削る。
- 別記様式第二十六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。
- 別記様式第二十七号(表面)中「㊦」を削り、同様式(裏面)中備考2を削り、備考1を備考とする。
- 別記様式第二十八号中「㊦」を削る。
- 別記様式第二十九号(表面)中「㊦」を削り、同様式(裏面)中備考2を削り、備考1を備考とする。
- 別記様式第三十一号(表面)中「㊦」を削り、同様式(裏面)中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三十二号及び別記様式第三十三号中

氏 名	印

を

氏 名

に改める。

別記様式第三十四号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

(石川県自然公園施設条例施行規則の一部改正)

第八十三条 石川県自然公園施設条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(のと海洋ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第八十四条 のと海洋ふれあいセンター条例施行規則(平成六年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県健民自然園条例施行規則の一部改正)

第八十五条 石川県健民自然園条例施行規則(平成六年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則の一部改正)

第八十六条 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例施行規則(平成十六年石川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「㊦」を削る。

第七章 商工労働部関係

(石川ハイテク交流センター条例施行規則の一部改正)

第八十七条 石川ハイテク交流センター条例施行規則(平成五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第八十八条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則(平成九年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第八十九条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第九十条 石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例施行規則(平成七年石川県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第八号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第九十一条 石川県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号及び別記様式第六号中「㊦」を削る。

(石川県産業展示館条例施行規則の一部改正)

第九十二条 石川県産業展示館条例施行規則(昭和四十七年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県立九谷焼技術研修所条例施行規則の一部改正)

第九十三条 石川県立九谷焼技術研修所条例施行規則(昭和五十八年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県立伝統産業工芸館条例施行規則の一部改正)

第九十四条 石川県立伝統産業工芸館条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則の一部改正)

第九十五条 石川県立山中漆器産業技術センター条例施行規則(平成九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号及び別記様式第四号から別記様式第八号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則の一部改正)

第九十六条 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例施行規則(平成十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第九十七条 石川県職場適応訓練委託規則(昭和三十九年石川県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第九号及び別記様式第十一号から別記様式第十七号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県訓練手当支給規則の一部改正)

第九十八条 石川県訓練手当支給規則(昭和四十一年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」、「(記名)甲又は乙」及び「㊦」を削る。

別記様式第一号の二中「㊦」を削る。

別記様式第一号の三中「㊦」及び「(記名)甲又は乙」を削る。

別記様式第一号の四中「㊦」を削る。

別記様式第二号中「㊦」、「(記名)甲又は乙」及び「㊦」を削る。

別記様式第四号中「㊦」及び「(記名)甲又は乙」を削り、「(認定職業訓練の施設の長の職氏名) 甲」を「(認定職業訓練の施設の長の職氏名) 」に改める。

(石川県障害者職業能力開発校規則の一部改正)

第九十九条 石川県障害者職業能力開発校規則(昭和四十五年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「㊦」を削る。

(石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部改正)

第一百条 石川県立産業技術専門校条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)備考中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別記様式第六号中「㊦」を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県心身障害者就業資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一百一条 石川県心身障害者就業資金貸与条例施行規則(昭和四十九年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊦」を削る。

第八章 観光戦略推進部関係

(石川県保健休養林施設条例施行規則の一部改正)

第二百二条 石川県保健休養林施設条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

別記様式第十四号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県海の自然生態館条例施行規則の一部改正)

第二百三条 石川県海の自然生態館条例施行規則(平成五年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県ふれあい昆虫館条例施行規則の一部改正)

第二百四条 石川県ふれあい昆虫館条例施行規則(平成十年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(いしかわ動物園条例施行規則の一部改正)

第二百五条 いしかわ動物園条例施行規則(平成十一年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県国際交流センター条例施行規則の一部改正)

第二百六条 石川県国際交流センター条例施行規則(平成八年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

第九章 農林水産部関係

(植物防疫法施行細則の一部改正)

第二百七条 植物防疫法施行細則(昭和二十七年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県種畜貸付規則の一部改正)

第二百八条 石川県種畜貸付規則(昭和二十六年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号、様式第七号及び様式第八号中「㊦」を削る。

(石川県乳用種雌牛貸付規則の一部改正)

第二百九条 石川県乳用種雌牛貸付規則(昭和二十八年石川県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六号様式から第十一号様式まで、第十三号様式、第十五号様式及び第十六号様式中「㊦」を削る。

(蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関する規則の一部改正)

第二百十条 蜜蜂についての腐蛆病のまん延防止に関する規則(昭和三十二年石川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第二百十一条 養蜂振興法施行細則(昭和三十二年石川県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県種畜検査条例施行規則の一部改正)

第二百十二条 石川県種畜検査条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

別記様式第三号中「㊦」及び「(飼養者の飼育の場において、田舎養蜂の住所及び氏名を記載し、田舎養蜂が飼育する(ハニ))」を削る。

別記様式第四号及び別記様式第八号中「㊦」を削る。

(石川県肉用雌牛貸付規則の一部改正)

第二百十三条 石川県肉用雌牛貸付規則(昭和三十二年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第六号及び別記様式第七号中「㊦」を削る。

(石川県蜜蜂転飼取締条例施行規則の一部改正)

第百十四条 石川県蜜蜂転飼取締条例施行規則(平成十年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

(石川県湖南運動公園条例施行規則の一部改正)

第百十五条 石川県湖南運動公園条例施行規則(平成十三年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

(石川県県行造林条例施行規則の一部改正)

第百十六条 石川県県行造林条例施行規則(昭和三十六年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊦」を削る。

(林業種苗法施行細則の一部改正)

第百十七条 林業種苗法施行細則(昭和四十六年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号及び別記様式第八号から別記様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

(森林法施行細則の一部改正)

第百十八条 森林法施行細則(平成十二年石川県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第七号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第百十九条 石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則(平成二十五年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

(石川県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第百二十条 石川県漁港管理条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第八号様式までの規定中「㊦」を削る。

(石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第百二十一条 石川県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年石川県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「明記し、かつ、それぞれの個人の確認印を押さなければ」を「明記しなければ」に改める。

別記様式第一号中「㊦」を削り、

氏	名	印

を

氏	名

に改める。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

第十章 競馬事業局関係

(石川県地方競馬実施条例施行規則の一部改正)

第百二十二条 石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

第九十一条第二項第一号中「及び調教師が代理権を行使する時に使用する印鑑」を削る。

第九十二条第三項第三号中「及びその者が当該業務に関して使用する印鑑」を削る。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「㊦」を削る。

(金沢競馬場管理規則の一部改正)

第百二十三条 金沢競馬場管理規則(昭和六十一年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第二号中「㉔」を削る。

第十一章 土木部関係

(石川県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則の一部改正)

第二百二十四条 石川県国土交通省所管公共用財産管理条例施行規則(平成十二年石川県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号まで及び別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「㉔」を削る。

(石川県海岸占用料等徴収条例施行規則の一部改正)

第二百二十五条 石川県海岸占用料等徴収条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号中「㉔」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部改正)

第二百二十六条 石川県河川流水占用料等徴収条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号中「㉔」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

(石川県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第二百二十七条 石川県港湾施設管理条例施行規則(昭和二十年石川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第一号の二から別記様式第四号の二までの規定中「㉔」を削る。

別記様式第四号の三中「㉔」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「㉔」を削る。

別記様式第六号の二中「㉔」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第七号中「㉔」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「㉔」を削る。

別記様式第八号の二中「㉔」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第十号中「㉔」を削る。

(石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する規則の一部改正)

第二百二十八条 石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する規則(昭和五十二年石川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号までの規定中「㉔」を削る。

(地すべり防止区域管理規則の一部改正)

第二百二十九条 地すべり防止区域管理規則(昭和四十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「㉔」を削る。

(石川県土地区画整理組合事業資金貸付規則の一部改正)

第二百三十条 石川県土地区画整理組合事業資金貸付規則(昭和四十年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第六号中「㉔」を削る。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

第二百三十一条 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㉔」を削り、同様式備考2中「記入し、挿入して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第二号中「㉔」を削り、同様式備考2中「記入し、挿入して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第三号中「㉔」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第七号中「㉔」を削り、同様式備考3中「記入し、挿入して」を「記入して」に改め、同様式備考7を削る。

別記様式第八号中「㉔」を削り、同様式備考3中「記入し、挿入して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

削る。

別記様式第九号中「㊦」を削り、同様式備考3中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考6を削る。

別記様式第十一号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第十三号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第十六号中「㊦」を削り、同様式備考3中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考7を削る。

別記様式第十七号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第十八号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考6を削る。

別記様式第二十四号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考3を削る。

別記様式第二十七号中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 法人又は団体として返還を受ける場合は、団体の名称及び事務所の所在地を記入し、実際に返還を受けた者本人がその氏名を自署してください。

別記様式第二十七号備考に次のように加える。

3 個人が返還を受ける場合は、本人がその氏名を自署してください。

別記様式第二十八号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考4を削る。

別記様式第二十九号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考4を削る。

別記様式第三十号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考3を削る。

別記様式第三十二号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第三十三号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三十四号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第三十六号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三十八号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

別記様式第三十九号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四十五号中「㊦」を削り、同様式備考2中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式備考5を削る。

別記様式第四十六号中「㊦」を削り、同様式備考4を削る。

別記様式第四十七号中「㊦」を削り、同様式備考1中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四十九号中「㊦」を削り、同様式備考1中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式中備考3を削る。

別記様式第五十号中「㊦」を削り、同様式備考1中「記入し、押印して」を「記入して」に改め、同様式中備考3を削る。

別記様式第五十二号中「㊦」を削り、同様式備考3を削る。

(石川県都市公園条例施行規則の一部改正)

第百三十二条 石川県都市公園条例施行規則(昭和三十九年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第一号の二から別記様式第六号まで、別記様式第十五号、別記様式第十五号の二及び別記様式第十六号中「㊦」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第百三十二条 建築士法施行細則(昭和二十五年石川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号の二中「(世襲)」を削る。

別記様式第一号の三中「五」を削る。

別記様式第四号中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第五号中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第六号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第八号中「(欄名)」及び「記入は細か書のスインク又はボールペンで丁寧に書き、」を削る。

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第百三十四条 宅地造成等規制法施行細則(昭和四十二年石川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削り、「系 氏名」を「系 氏名」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第百三十五条 都市計画法施行細則(昭和四十五年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

開発行為申請者住所 (代理者)氏名	㊦
----------------------	---

 を

開発行為申請者住所 (代理者)氏名	
----------------------	--

 に改める。

別記様式第三号中「㊦」を削る。

別記様式第七号の二中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記様式第七号の三中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第八号中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記様式第九号備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第十号備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第十一号備考中2を削り、3を2とする。

別記様式第十二号中「㊦」を削り、同様式備考中2を削り、3を2とする。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第百三十六条 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十八年石川県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第六号及び別記様式第九号から別記様式第十一号までの規定中「㊦」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第百三十七条 建築基準法施行細則(昭和四十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第三号の二様式中「五」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記第四号様式中

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	㊦
--------------------------	---

 を

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	
--------------------------	--

 に、

2	旧建築主等の 住所及び氏名	㊦
---	------------------	---

 を

2	旧建築主等の 住所及び氏名	
---	------------------	--

 に、「係 ㊦」を「係員氏名」

に改め、同様式備考4を削る。

別記第五号様式その一中

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	㊦
--------------------------	---

 を

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	
--------------------------	--

 に、

係 ㊦

 を

係員氏名

 に改め、同様式備考中3を削り、4を3とする。

別記第五号様式その二中

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	㊦
--------------------------	---

 を

「法人にあつては、名」 称及び代表者の氏名	
--------------------------	--

 に、

係 ㊦

 を

係員氏名

 に改め、同様式備考中3を削り、4を3とする。

別記第六号様式中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に
称及び代表者の氏名

「係」を「係員氏名」に改め、同様式備考 4 を削る。

別記第七号様式正本中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に
称及び代表者の氏名

「電話」を「電話」に、「係」を「係員氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、
備考 1 を備考とする。

別記第八号様式中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に改める。
称及び代表者の氏名

別記第九号様式中 「」を削り、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記第十号様式正本中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に
称及び代表者の氏名

「()建築士 ()登録第 号」を「()建築士 ()登録第 号」に
()建築士事務所 ()登録第 号 電話

「係」を「係員氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記第十一号様式正本中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に
称及び代表者の氏名

「係」を「係員氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記第十二号様式正本中 「法人にあつては、名」を「法人にあつては、名」に
称及び代表者の氏名

「係」を「係員氏名」に改め、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定に関する規則の一部改正)

第百三十八条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定に関する規則(昭和四十九年石川県規則第六十三号)の一部を
次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「」を削る。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定に関する規則の一部改正)

第百三十九条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定に関する規則(昭和四十九年石川県規則第六十四号)の一部を
次のように改正する。

別記様式第一号中「」を削る。

(石川県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第百四十条 石川県県営住宅条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第五号までの規定中「」を削る。

別記様式第六号中「」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第七号中「」を削る。

別記様式第八号中「」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第九号中「」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第十号から別記様式第十六号までの規定中「」を削る。

別記様式第十七号中「」を削り、同様式備考 3 を削る。

別記様式第十八号中「」を削り、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第十九号中「」を削り、同様式中備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

別記様式第二十号中「」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第二十二号中「」を削り、同様式備考を削る。

(租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則の一部改正)

第百四十一条 租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業認定及び地区外転出事情認定に関する規則(昭和六十年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊦」を削る。

第十二章 出納室関係

(石川県証紙条例施行規則の一部改正)

第百四十二条 石川県証紙条例施行規則(昭和二十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号の三中「㊦」を削る。

別記様式第二号の四中「㊦」を削り、同様式中注意2を削り、注意1を注意とする。

別記様式第五号、別記様式第六号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三中「㊦」を削る。

別記様式第八号中「㊦」を削る。

第十二章 教育委員会関係

(石川県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第百四十二条 石川県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和五十一年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「㊦」を削る。

(石川県立高等学校授業料減免規則の一部改正)

第百四十四条 石川県立高等学校授業料減免規則(昭和五十四年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊦」を削る。

(石川県立生涯学習センター使用料条例施行規則の一部改正)

第百四十五条 石川県立生涯学習センター使用料条例施行規則(昭和四十一年石川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第二号中「㊦」を削り、同様式中備考2を削り、備考1を備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の廃止)

2 申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則(平成十一年石川県規則第三十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

石川県告示第127号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則第2条に規定する申請書等(平成11年石川県告示第184号)は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲